



# 委員からいただいたご質問について

---

平成17年4月11日

番号	委員からのご質問	回答
1	資料第1号52ページ、事業実施にあたっての留意事項の中に「予算縮小下での対応」と記載されているが、予算の全体像が見えるようなデータを出して頂きたい。	<p>平成17年度における我が国の原子力関係予算(国際関係部分)を別紙1に示します。</p> <p>なお、予算項目については、「平成17年度原子力研究、開発及び利用に関する計画」(平成17年3月原子力委員会)の分類に原則基づいております。</p> <p>また、「平成17年度原子力研究、開発及び利用に関する計画」については内閣府原子力委員会HPにも公開されていますので、ご参照ください。(http://aec.jst.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siry02005/siry012/siry011s.pdf)</p>
2	日本が結んでいる研究開発協力において、燃料サイクルやプルトニウムに関わる機微な情報についての取り決めが入っているのか教えて頂きたい。	<p>機微技術(濃縮、再処理、重水製造)については、通常、政府間原子力平和利用協定により、機微技術の供給、受領に関する条件は個々の事例ごとに定めることとなっております。(例:日仏原子力平和利用協定第1条1項(c))</p> <p>但し、日米原子力平和利用協定では機微技術の移転は禁じられております(第2条1項(b))。</p> <p>(別紙2参照)</p>

## 平成17年度原子力関係予算(国際関係部分)

事 項	平成16年度 予 算 額	平成17年度 予 算 額	備 考
1. 核不拡散の国際的課題に関する取組	8,269	7,739	うち、一般会計 3,234 電源特会 4,505
文部科学省	8,269	7,739	保障措置関連施策 4,190 保障措置検査等に係る民間機関の活用 1,634 六ヶ所保障措置分析所の整備 48 大型再処理施設保障措置試験研究 500 核物質防護関連業務 2,042 余剰兵器プルトニウム管理・処分 関連予算 358 C T B T 関連予算 35
2. 原子力安全と研究開発に関する国際協力の推進	14,358	14,752	うち、一般会計 12,073 電源特会 2,679
(1) 諸外国との協力	6,048	5,473	
文部科学省	5,632	5,031	I T E R 計画への積極的参加 2,608 (注) は独立行政法人運営費交付金中の推計額を含み、目安額を示す。 研究者の資質向上、研究機関の活性化等 358 原子力技術者の海外派遣 75 外国人研究者招聘費 170 原研リサーチフェロー 139 日米科学技術協力 526 高速炉燃料集合体信頼性実証等委託費等 337 アジア諸国との協力 173 核不拡散対応の強化 11
経済産業省	403	429	国際原子力発電安全協力推進事業 61 原子力発電所安全管理等国際研修事業 369
原子力委員会	13	13	アジア原子力協力フォーラム開催 8 原子力政策に対する国際協力の強化 5

事 項	平成 1 6 年度 予 算 額	平成 1 7 年度 予 算 額	備 考
(2)国際機関との協力	8,310	9,279	
			I A E A 分担金及び拠出金 ( 外務省・文部科学省・経済産業省) 8,624
			O E C D / N E A 分担金及び拠出金 ( 外務省・文部科学省・経済産業省) 565
外務省	7,680	8,519	
			I A E A 分担金 6,658
			I A E A 拠出金 1,557
			O E C D / N E A 分担金 303
文部科学省	461	475	
			I A E A 拠出金 201
			O E C D / N E A 分担金及び拠出金 196
経済産業省	155	272	
			I A E A 拠出金 207
			国際原子力機関原子力発電所等 安全対策拠出金 72
			放射性廃棄物処分調査等事業 拠出金 45
			国際原子力機関 P A 対策拠出金 33
			原子力安全規制機関評価事業拠出金 28
			放射性物質輸送安全評価事業拠出金 28
			O E C D / N E A 拠出金
			原子力発電安全基盤調査拠出金 66
原子力安全委員会	14	14	国際協力に基づく安全確保 14

## 日仏原子力平和利用協定

### 第1条

両締約国政府は、この協定に従い、両国における原子力の平和的非爆発目的利用を促進し及び開発するため、次の方法で協力する。

- (c) 各締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、原子力の平和的非爆発目的利用に必要な資材、核物質、設備、施設及び機微な技術を、他方の締約国政府若しくはその管轄の下にある認められた者に供給し又はこれらから受領することができる。その供給又は受領に関する条件は、関係する締約国政府又は者の間の合意により事例ごとに定める。

### 第4条

2. この協定に基づいて移転された資材、核物質及び設備、この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質並びにこの協定に基づいて移転された設備又は施設を用いて行う1又は2以上の処理によって得られた核物質は、次の保証を適切な方法で受領締約国政府が得る場合又はこのような保証が得られない場合において供給締約国政府の事前の同意があるときを除くほか、受領締約国政府の管轄の外に移転され又は再移転されない。

- (a) その移転先において平和的非爆発目的にのみ使用されること。
- (b) 核物質について、その移転先において機関による保障措置が適用されること。
- (c) 核物質について、その移転先においてこの協定の附属書Aに定める水準の防護の措置がとられること。

3. 次に掲げるものは、2の規定に従うものとし、かつ、供給締約国政府の事前の文書による同意がある場合を除くほか、受領締約国政府の管轄の外(供給締約国政府の管轄を除く。)に移転され又は再移転されない。

- (a) 濃縮、再処理又は重水生産の設備及び施設であってこの協定に基づいて移転されたもの
- (b) この協定に基づいて移転された同位元素ウラン 233 若しくは 235 の 20 パーセント以上の濃縮ウラン、プルトニウム又は重水
- (c) この協定に基づいて移転された機微な技術並びにこの協定に基づいて移転された機微な技術に基づく設備及び施設

### 第8条

- (j) 「機微な技術」とは、濃縮、再処理又は重水生産の設備又は施設的设计、建設、運転又は保守にとって重要なものとして両締約国政府が合意により指定する有形の資料をいい、公衆が入手することのできる資料を含まない。

## 日米原子力平和利用協定

### 第2条

(a) 両当事国政府は、両国における原子力の平和的利用のため、この協定の下で次の方法により協力する。

((i) ~ (v)略)

(b) (a)の規定にかかわらず、秘密資料及び機微な原子力技術は、この協定の下では移転してはならない。

### 第4条

この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び構成部分並びにこれらの資材、核物質又は設備の使用を通じて生産された特殊核分裂性物質は、受領当事国政府によって認められた者に対してのみ移転することができる。ただし、両当事国政府が合意する場合には、受領当事国政府の領域的管轄の外に移転することができる。